

常滑市要綱第 6 号

がんばれ常滑市消防団応援の店事業実施要綱を次のように定める。

平成27年 6 月 1 日

常滑市長 片 岡 憲 彦

がんばれ常滑市消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、常滑市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び地域防災力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的とし、常滑市内にあるサービス業等の店舗等（以下「店舗等」という。）が団員の利用の際に一定のサービスを提供し、常滑市消防団（以下「消防団」という。）を応援する「がんばれ常滑市消防団応援の店」事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み)

第 2 条 がんばれ常滑市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）に登録しようとする店舗等は、消防団応援の店登録申込書（様式第 1 号）を消防長に提出して申し込むものとする。

(登録済証及び表示証の交付)

第 3 条 消防長は、応援の店として登録した場合は、当該応援の店に消防団応援の店登録済証（様式第 2 号。以下「登録済証」という。）及び消防団応援の店表示証（様式第 3 号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第 4 条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 当該応援の店の見やすい場所
 - (2) 当該応援の店の事業に係るパンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- (サービスの提供)

第 5 条 応援の店は、団員から常滑市消防団応援の店利用証の提示を受けたときに、サービスを提供するものとする。

- 2 応援の店は、都合により前項の規定するサービスを停止することができる。この場合において、当該応援の店は、消防長に事前にその旨を連絡しなければならない。

(公表)

第 6 条 消防長は、応援の店の名称等を常滑市ホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたときその他応援の店としての登録が適当ではないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された店舗等は、速やかに登録済証及び表示証を消防長に返還しなければならない。

3 第1項の規定により登録を取り消された店舗等は、速やかに当該応援の店に係る広告等の表示を破棄しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。